

自転車の違反に青切符

来年
4月
から

ながら運転1万2000円、右側通行6000円

自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符が来年4月に導入される。政府はこのほど、去年成立した改正道路交通法に基づいて反則金の額を決定。これをうけて警察庁は、自転車の歩道通行など、取締りの基本的な考え方を整理して交通ルールとともに周知を図っている。

主な反則金の額は、スマホや携帯電話の使用（ながら運転）が1万2000円、信号無視や右側通行、歩道通行などが6000円、一時不停止や傘差し運転が5000円、並進運転や2人乗りが3000円などとなっている。酒酔い運転や酒気帯び運転など、特に悪質な違反はこれまでどおり刑事罰の対象として「赤切符」が交付される。

すると、悪質性・危険性がない違反に対する「指導警告」は、令和元年以降年間130万件台で推移している。反面、赤切符を交付する「取締り」は増加傾向にあり、令和5年には8月末時点で2万7837件と過去5年間の1年分を上回った。

萩警察署管内では今年6月までに26件の人身事故が発生し、34人がけがをしている。重傷者は4人で、うち2人が自転車乗車中の高齢者。萩警察署交通課では、負傷者数の増加とともに

に、自転車に関係する事故の発生に歯止めをかけたいという。こうした状況をうけて施行されることになった青切符の導入

原則は「車道の左側」通行

自転車は「車」の仲間であり、車道の左側を通行することになっている。右側や歩道を走行することは原則できない。例外として、「歩道通行可」の標識がある場合や工事などで車道通行が危険な場合、13歳未満または70歳以上の人、身体の不自由な人は歩道を走

意が必要だ。また、歩行者を追い越す際に歩道から車道に出る自転車をしばしば見かける。こうした場合も、車道の右側を走行すると青切符の対象となる可能性があるので注意が必要だ。

自転車は車道が原則

自転車は「車」の仲間です！

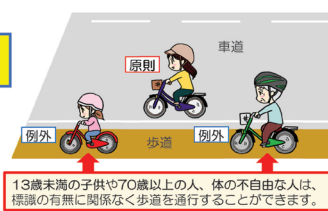
通行区分違反（普通自転車の歩道通行）

罰則 3月以下の拘禁または5万円以下の罰金

「歩道通行可」の標識がある場合や、車道通行が危険な場合に限り歩道を通行できます。

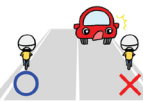


「歩道通行可」



13歳未満の子供や70歳以上の人、体の不自由な人は、標識の有無に関係なく歩道を通行することができます。

自転車は車道の左側を通行



通行区分違反（右側通行）

罰則 3月以下の拘禁または5万円以下の罰金

信号と一時停止を守って安全確認



信号無視、指定場所一時不停止

罰則 3月以下の拘禁または5万円以下の罰金 ※過失の場合10万円以下の罰金

夜間はライトを点灯



無灯火

罰則 5万円以下の罰金 ※過失の場合も同じ

飲酒運転禁止



酒気帯び運転

罰則 3年以下の拘禁または50万円以下の罰金

ヘルメットを着用



すべての自転車利用者の努力義務です。

自転車利用者が危険行為を繰り返すこと…3年以内に3回以上

自転車運転者講習

を受けなければならない

講習の対象となる危険行為

信号無視、酒気帯び運転

～講習制度のながれ～

危険行為を反復

受講命令

講習の受講

受講命令違反…5万円以下の罰金

警察官募集中！

萩警察署 0266-01110

警察庁では、青切符による取締りについて、全てのケースではなく、スピードを出して歩道を走行する場合や歩行者を驚かせた場合など悪質・危険な行為を対象としている。萩警察署では「取締りの対象となるかどうかではなく、事故防止や安全運転の観点で交通ルールを守ってほしい」と話している。